

## ○令和7年度 民営簡水等物価高騰対策支援補助金 Q&A

- 1 補助対象者 令和8年3月末現在において、町内会等管理の水道等を使用している世帯及び事業所  
(水道使用料金を徴収している世帯) 既に市営上水の方は対象外
- 2 補助額 世帯数 × 白山市の水道の基本料金<819円> × 6ヶ月分
- 3 交付先 簡易水道組合等の代表者、その口座
- 4 提出書類 (1)補助金交付申請書、(2)補助金実績報告書、(3)補助金請求書、精算請求書  
他 ○給水世帯一覧 (水道施設の維持管理費や水道使用料金を徴収している世帯名簿)  
○令和7年度の水道事業の決算書の写し  
○振込先口座(団体の口座)が確認できる通帳の写し。(個人口座の場合は全員の同意必要)  
○給水区域図 地図に区域を図示。
- 5 提出期限 令和8年5月20日(水)
- 6 対象 対象は水道料金を徴収している世帯と事業所のみ(公共施設は対象外です)

### 7Q&A

このQ&Aにおいて、以下のとおり用語を定義します。

- 【組合】 水道組合や任意組織団体及び、水道料金を徴収し施設の維持管理をしている者
- 【水道料金】 水道施設の維持管理・運営費に充当する金銭(修繕費、電気代等を含む)。  
町会の万雑に水道料金が含まれる場合・維持管理費を水道料金とみなしません。
- 【利用者】 組合に水道料金を支払っている者
- 【事業所】 民間の会社
- 【住宅】 生活を営む建物・場所

### 1. 自己水源(個人が設置した井戸等が水源)の場合

#### Q. 1世帯で井戸を使用しているが対象となるか?

A. 対象外です。水道料金に対する補助制度であり、個人では水道料金の請求等が発生しないため。

### 2. 生活支援対象世帯について

Q.2世帯住宅の場合はどうか。

A.水道料金の支払いが別々であれば2世帯分、支払いが一つであれば1世帯です。

Q.事業期間内に転居等で世帯数に増減した場合や、新規加入者の扱いはどうなるのか。

A.補助金申請の基準日(3/31)時点での世帯数としてください。

Q. 空き家、また理由により水道料金を徴収していない世帯があるが、この世帯は対象となるか?

A. 対象外です。水道料金を徴収していない、できていない場合は、補助対象外です。

1年以上滞納の滞納者は対象外。1年未満の滞納者は対象とすることも可能。(引越後の世帯は不可)

Q. 車庫、納屋、畑など、生活している住宅とは別に水道料金を徴収しているが対象となるか?

A. 対象とすることも可能。ただし、住宅と同等か、同等以上の料金単価で、1年間使用し、1年間分の請求を行っている場合のみ対象とすることが可能です。(別途資料必要)

Q. 区域内の事業所で一年に一度しか料金を徴収していないが、補助対象としてよいか?

また、料金形態が違う場合も良いか。

A. 1世帯としてカウントすることは可能ですが、但し、住宅より安価の場合は対象外です。

なお、水道事業決算書や水道料金徴収一覧表等、納付状況が分かる資料をご提出ください。

Q. 福祉施設は対象としてよいか？

A. 福祉施設を対象とした物価高騰対策事業（電気料補助）があるので、水道では補助対象外です。

Q. 集会所・公民館は対象となるか？

A. 地域公民館、市、県・国施設、駐在所など公共施設は対象外です。

**町会集会所、神社(無人)、墓地、消防小屋、ごみ集積所、公園、水道・下水道施設も対象外です。**

※駐在所に家族等が居住の場合は対象

Q. 事業所の社員寮やアパート、マンションがあるが、補助対象世帯数はどうなるのか？

A. 事業所や大家（建物管理会社含む）が一括して水道料金を組合に支払っている場合は1世帯。

**個別に入居者が直接、組合へ水道料金を支払う場合は、支払世帯数にて計算してください。**

Q. 生活保護受給者からは水道料金を徴収してないが、補助対象になるか

A. 生活保護の受給者にかかわらず、水道料金を徴収していない場合は、補助対象外です。

### 3. 提出書類等について

Q. 給水世帯一覧表、決算書は、組合の手持ち資料で良いか？

A. 特に様式は定めてません。名簿は①利用者、②給水管所（住所）、③用途区分（生活用、事業所など）が分かれば代用しても結構です。決算書はR7分。無ければR6でも可

**また、畑、ハウス、駐車場を世帯数としてカウントする場合は水道料金徴収一覧表等か、納付状況が分かる資料提出してください。**

Q. 水道料金の徴収が不定期的な場合、どの様に記載すべきか？

A. 水道事業決算書にて確認できればOKです。

水道事業決算書は、組合が利用者より水道料金を徴収し、維持管理費（電気料金等）を支出して運営していることを証明するため必要な書類です。

Q. 関係様式のデータが欲しい？。 ⇒ A. 市HPからダウンロードできます。

[市ホームページトップ](#) > [環境・安全](#) > [水道](#) > [民営簡易水道等物価高騰対策支援補助金](#)

※提出期限は5月20日（水）必着です。郵送の場合は余裕を持って投函してください。

申請書の右上の日付は提出日、また、申請書、実績報告、請求書（前払）、請求書（精算）には押印が必要です。組合印の組合長の認印の押印をしてください。

### 4. 補助金の取り扱いについて

Q. 組合に交付された補助金について、組合からどの様に利用者各世帯へ交付すれば良いか？

A. ①水道料金より補助金を差し引きした金額を請求する、

②補助金分を各世帯に現金等で渡す。など

当補助金は、物価高騰対策支援の補助金なので、なるべく早く、かつ平等に配分してください。

※1世帯補助単価 4,914 円ですが、端数調整として組合の手数料とすることも可能。

現金配布の場合、例：支援金 4,900 円、組合手数料 14 円。手数料金額が大きくなる場合は組合員の同意を取ってください。

※配分方法については、必ず実績報告書等にて、選択・記載してください。

全額、水道組合運営費とする場合は、総会等の決をとってください。